

香川県報



第 19 号

平成 16 年

3 月 9 日(火曜日)

平成十六年三月九日

香川県知事 眞 録 武 記

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	有害図書 の 指定	（青少年・男女共同参画課）	一
	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	二
	介護保険法の規定による事業者の指定	（長寿社会対策課）	六
	児童福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	二
	漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立	（水産課）	七
	土地収用法の規定による事業の認定	（土木監理課）	七
	道路の位置指定	（建築課）	八
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請	（県民参画課）	九
	特定計量器定期検査の実施	（計量検定所）	九
	土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	一〇
	基本測量の終了の通知	（土木監理課）	一〇
	監査委員公表		
	包括外部監査結果に対する措置状況の公表		

告 示

香川県告示第百三十九号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
21	平成十六年三月二日	雑誌	サ・ベスト MAGAZINE No.238 3月号	14003 - 3	株式会社セブスター	内容が著しく性的な感情を刺激し、又は過度に粗悪性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
22		"	サ・ベスト MAGAZINE Special NUMBER.128 3月号	14077 - 3	"	
23		"	サ・ベスト MAGAZINE SCRAMBLE Vol.34 サ・ベスト MAGAZINE 3月号増刊	14004 - 03	"	
24		"	お宝カレンダー 3月号	02257 - 3	株式会社コアマガジン	
25		"	TATTOO BURST Vol.18 3月号	15975 - 3	"	
26		"	ホィッツ No.50 3月号	08169 - 3	"	
27		"	究極の出会い系攻略ガイド Vol.2	67475 - 61	株式会社バウハウス	
28		"	GOKUH No.152 3月号	03797 - 03	"	
29		"	Dr.ピカソ No.108 3月号	06635 - 03	"	
30		"	URECCO Volume.213 3月号	01851 - 03	三井出版	
31		"	別冊GONI #34 3月号	18185 - 3	"	
32		"	クイタイインタビューズ Vol.006	61810 - 90	英知出版	

33	"	ビデオボーイ	No.239 3月号	07679 - 3	"
34	"	PENTHOUSE JAPAN	3月号	07933 - 3	株式会社 御ぶんか
35	コミック誌	コミックまるまん	3月号	13701 - 3	"
36	"	BOY S ビアス	3月号	08177 - 03	株式会社 マカシ
37	雑誌	月間アサヒ芸能	3月号	17901 - 03	御徳間書店
38	"	パピコンパラダイス	Vol.142 3月号	07483 - 03	株式会社 メダイ アックス
39	"	裏モノ JAPAN	3月号	01805 - 3	鉄人社
40	"	コン色ケミ	VOL.24 3月号	13709 - 03	御平和出版
41	"	ACTRESS	VOL.257 3月号	01471 - 03	御リイド社

香川県知事第百四十号
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五十二条第一項の規定に基いて特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定によつての審査を次のとおりおこなふ。

なお、この特定施設を設置するものが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づいて事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年三月九日

香川県知事 眞 塚 邦 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

- 観音寺市坂本町五丁目18番37号
 株式会社加ト吉
 代表取締役 加藤 義和
 (2) 事業場の所在地及び名称
 三豊郡山本町神田3542-1
 御加ト吉 山本工場
 (3) 特定施設に関する事項

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設			
	能 力	茹槽（細類） 4,000食/時 1基 水洗槽（細類） 4,000食/時 1基 冷却槽（細類） 4,000食/時 2基		
工 期	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	工事着手後10日		
等	使用開始予定年月日	完成日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用時間	連続16時間使用		
	排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量	1,000	1,200	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	900	1,000	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	200	250	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40	
りん含有量 (mg/ℓ)	5	10		

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	× 1基	25	30
	× 1基	18	20
	× 2基	28	30

の量 (m ³ /日)	× 2基	4	6
	× 1基	5	6
	× 1基	5	6
	× 2基	2	4

種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設及び洗浄施設	
		馬鈴薯洗浄選別装置 2,000kg/時 1基 水洗槽 1,000ℓ 2基 野菜洗浄コンベア 400kg/時 1基 ポテト皮分離機 2,000kg/時 1基 縦型ミキサー 150kg/回 2基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
等	工事完成予定年月日	工事着手後10日	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		～：連続9時間使用 ：断続9時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0～7.5	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	450	530
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	140	190
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	180	220
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量	× 1基	38	40

種 類	力	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
		水槽 1,000ℓ 1基 水槽 250ℓ 1基	
工 期	工事着手予定年月日	許可日	
等	工事完成予定年月日	工事着手後10日	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続16時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0～7.5	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	150	200
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	140	190
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	180	220
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量	× 1基	2	3
	× 1基	1	2

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
能	力	ミキサー(粉) 40kg/回 1基
工	期	工事着手予定年月日 許可日
等	期	工事完成予定年月日 工事着手後10日
等	期	使用開始予定年月日 完成日
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		
断続9時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常 最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.0~7.5 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	320 350
	浮遊物質 (mg/ℓ)	150 180
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15 40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5 10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		
1 2		
種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
能	力	野菜カッター 400kg/時 2基
工	期	工事着手予定年月日 許可日
等	期	工事完成予定年月日 工事着手後10日
等	期	使用開始予定年月日 完成日
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		
断続9時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常 最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.0~8.0 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	220 280
	浮遊物質 (mg/ℓ)	150 200

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設
能	力	脱水機 15kg/回 2基
工	期	工事着手予定年月日 許可日
等	期	工事完成予定年月日 工事着手後10日
等	期	使用開始予定年月日 完成日
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		
断続9時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常 最大
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	水素イオン濃度	6.0~8.0 5.8~8.6
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	220 280
	浮遊物質 (mg/ℓ)	150 200
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	4 4

窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40
りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	6	6

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設	処 理 前				処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大		
能 力	750 m ³ /日						
汚水等の処理方式	加圧浮上 + 回転円盤 + 活性汚泥法						
工 期	工事着手予定年月日	既設					
	工事完成予定年月日	既設					
等	使用開始予定年月日	既設					
使用時間間隔及び1日当たりの 使 用 時 間		連続24時間					
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後			
		通 常	最 大	通 常	最 大		
	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6		
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	750	850	25	30		
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	590	650	30	40		
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	550	1,000	30	40		
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40	5	20		
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10	2	3		
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	20	30	5	6		

大腸菌群数 (個/cm ²)	-	-	2,000	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	660	750	660	750

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	項 目	第 1 排 水 口		
		通 常	最 大	大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6		5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	25		30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30		40
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	30		40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5		20
	りん含有量 (mg/ℓ)	2		3
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	5		6
	大腸菌群数 (個/cm ²)	2,000		3,000
排 出 水 の 量 (m ³ /日)		705		798

- 2 縦覧の期間及び場所
- 第2排水口：し尿浄化槽排水（通常 5 m³/日～最大 5 m³/日）
 第3排水口：ボイラーロー水（通常 1 m³/日～最大 2 m³/日）
 第4排水口：冷凍機冷却水（通常 6 m³/日～最大 8 m³/日）
 第5排水口：ボイラーロー水（通常 1 m³/日～最大 2 m³/日）
 第6排水口：冷凍機冷却水・雨水（通常 6 m³/日～最大 8 m³/日）
 第7排水口：雨水
 （備考） 今回の申請に伴い、既設特定施設の移設を行うとともに一部既設特定施設を廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

(1) 指定
 平成16年3月9日から
 平成16年3月30日まで
 (2) 場所
 香川三編瀬尾郡綾歌郡瀬尾
 三井田町中津野
 香川県告示第四百四十一号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サ
 ービス事業者を次のとおり指定した。
 平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービ スの種 類
三七七〇一 〇二八〇八	ウエエダ福祉サービ ス 高松市木太町一四六二 番地	有限会社ウエエダ福祉 サービ ス 代表取締役 上枝耕三 高松市木太町一四六二 番地	"	訪問介護
三七七〇一 〇二八〇一 〇二八〇六	悠久の里高松西 高松市飯田町一三三四 番地四	有限会社サクラコーポ レーシ ョン 取締役 岡田由美子 高松市福岡町三丁目九 番二六号	"	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二八〇一 〇二八〇六	通所介護ナイス・サポ ートらく楽 綾歌郡宇多津町浜六番 丁八九番地二	株式会社ミンク 代表取締役 斎藤志保 丸亀市城東町二丁目一 番一六号	"	通所介護

香川県告示第四百四十二号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指
 定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービ スの種 類
三七〇〇三 一〇〇九六一 二五	児童デイサービス ナイス・サポート らく楽 綾歌郡宇多津町浜 六番丁八九番地二	株式会社ミンク 丸亀市城東町二丁 目一番一六号	平成十六年 三月一日	児童デイサービ ス

香川県告示第四百四十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同
 法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込
 みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認
 める。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
 東かがわ市引田二六六一番地二六 野網 敏
 東かがわ市引田二六九五番地 野網 正司
 - 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
 二号引田区域
 小型定置漁業であつて5及び6に掲げる漁業(たい、さわら樹網漁業、大型定置網
 漁業及びあじ、さば角網漁業)以外の漁業
- 二 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
 東かがわ市小磯九四 番地二三 楠田 照行

東かがわ市横内二二一番地一 森本 国夫

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号東讃横内、小磯区域

小型定置漁業

三1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

三豊郡仁尾町大字仁尾丁五一一番地二 尾崎 泰男

三豊郡仁尾町大字仁尾丁二六二番地 小山 茂吉

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号仁尾町区域

小型定置漁業

四1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

観音寺市伊吹町一七五八番地 有限会社平三水産 代表取締役 真鍋 和弘

観音寺市伊吹町三三六番地一 三好 欣一郎

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号伊吹区域

たい樹網漁業

香川県告示第四百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 起業者の名称

山本町

二 事業の種類

山本町庁舎（分庁舎）及び防災センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

香川県三豊郡山本町大字辻字道下地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

平成十六年二月五日に山本町より申請のあつた山本町庁舎（分庁舎）及び防災センター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、山本町分庁舎及び防災センターを合棟した施設を建設する事業であり、このうち分庁舎部分は、土地収用法第三条第三十一号に、防災センター部分は、同条第十九号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山本町は、本年度予算において用地取得に要する経費を計上していることから、本件事業の実施は確実と考えられる。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

分庁舎建設の妥当性

山本町の庁舎は、昭和三十二年に建設されたものであり、その後の行政需要の増大に伴い、昭和五十一年に増築工事を行っているが、近年の更なる行政需要の増大によつて事務処理スペースが狭隘化している。また、待合スペースや駐車場の不足により来庁者に不便を強いる状況となっている。

分庁舎の建設は、このような状況を改善するため計画されたものであり、駐車場を備えた分庁舎を建設し、窓口業務を行っている部門の移転を行うことで、住民に円滑で快適な行政サービスを提供することが可能となる。

以上のことから、分庁舎を建設する妥当性が認められる。

防災センター建設の妥当性

山本町消防団本部分団は、町職員を中心に構成されており、町消防団の本部として近隣市町の消防団等とも連携を取りながら、町内を中心に、住民の生命・財産を

保全するための消防防災活動を行っている。

しかし、その屯所は昭和三十二年に建設されたものであり、昨今その必要性が指摘されている災害時の資機材・物資の備蓄のためのスペースを確保することができない。さらに、屯所施設は、平成十六年度に拡張工事が予定されている町道上境界の用地内にあるため、移転を行う必要がある。

防災センターの建設は、このような状況に対応するため計画されたもので、従来からの消防団屯所としての機能に加え、災害時に備えた物資等の備蓄機能を併せ持つ施設を建設しようとするものであり、山本町における消防防災能力の維持・向上に寄与するものである。

以上のことから、防災センターを建設する妥当性が認められる。

合棟する理由

両施設を合棟することで、用地取得、建設及び維持管理に要する費用が削減できるほか、町職員を中心に構成されている町消防団本部分団の緊急出動の迅速性を確保することが可能となることから、両施設を合棟する妥当性が認められる。

周辺への影響

起業地内に二棟の建物があるものの、一棟は空家であり、もう一棟も町道拡張事業により既に移転を予定している建物であることから、本件事業による地域社会への影響は軽微であると認められる。また、建設される施設も二階建てと比較的低層であり、周辺環境への影響も軽微であると認められる。

起業地の選定

本件事業の起業地の選定にあたっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、起業地の範囲は、事業の実施に必要な最小限の範囲に限定されていると認められる。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業は、住民に円滑で快適な行政サービスを受ける環境を提供し、また、地域

の消防防災能力を維持・向上させるために計画されたものであることから、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

山本町企画開発課

香川県告示第四百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第二十一号

二 指定年月日 平成十六年二月二十五日

三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字南鴨字糺二八五 一及び二八六 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇二メートル

延長 四五・〇〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第三百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年五月一日まで縦覧

に供する。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人 高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場

上 廣 鷹 雄

高松市観光通二丁目八番二〇号

三 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者やその周辺の人々と公共機関との連携をはかり知的障害関係の情報センター的な役割を担うと共に、地域社会における自立促進のための支援を行うことを目的とする。

香川県公告第百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものを除く。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第一号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

別表

検査区域	検査日	検査時間	検査場所
5月17日(月)	10:30～11:30	三都ふれあいセンター	小豆島ふるさと村
	13:00～15:00		

池 田 町

5月18日(火)

10:00～11:30

香川県農協池田支店蒲生出張所

13:00～15:00

香川県農協池田支店中山出張所

5月19日(水)

10:00～15:00

池田町農村環境改善センター

5月20日(木)

10:30～14:30

大部公民館

5月24日(月)

10:00～11:30

北浦公民館

5月25日(火)

10:00～15:00

四海公民館

5月26日(水)

10:00～11:30

豊島公民館

5月27日(木)

10:00～11:30

戸形小学校前

5月28日(金)

10:00～15:00

土庄町役場

5月31日(月)

10:00～15:00

土庄町役場

5月28日(金)

10:00～15:00

土庄町役場

5月27日(木)

10:00～11:30

戸形小学校前

5月26日(水)

13:00～14:00

唐櫃浜公民館

6月1日(火)

11:00～12:00

内海町サイクリングセンター三ナル

6月2日(水)

13:00～15:00

小豆島勤労青少年ホーム

6月3日(木)

11:00～12:00

福田公民館

6月7日(月)

10:00～15:00

草壁公民館

6月8日(火)

10:00～15:00

安田公民館

6月2日(水)

13:00～14:30

橋漁業協同組合

6月3日(木)

10:00～15:00

苗羽公民館

小豆郡再検査 6月11日(金) 10:00~12:00 土庄町役場

香川県公告第百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業(基礎整備促進事業(高度利用)広庄地区)を行うことについて平成十六年二月二十五日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市農林水産課及び大野原町経済課において平成十六年三月十六日から同年四月五日まで縦覧に供する。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鏡 武 紀

香川県公告第百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年十二月十二日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十六年三月九日

香川県知事 真 鏡 武 紀

一 作業種別 基本測量(一等重力測量)

二 作業期間 平成十五年五月八日から同年十二月十二日まで

三 作業地域 高松市

監査委員公表

香川県監査委員公表第3号

平成14年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年3月9日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭
同 名 和 基 延
同 石 川 稗 治

同 広 瀬 員 義
包括外部監査の結果に対する措置状況

1 試験研究機関における財務事務について

区分	項目	指摘内容(要約)	講じた措置等
共通事項	備品の管理について備品の実在性の確認	畜産試験場では、全ての備品のたな卸を行っていたが、その他の試験研究機関においては、重要物品(100万円以上)について現品の確認を行い、それ以外の備品についてはたな卸を実施していない。会計規則第271条でたな卸(検査)が定められており、また、備品は果實又は国債により購入されたものであり、現品の管理は非常に重要であるので、その管理のために重要物品に限らず、定期的に全物品を対象にたな卸を実施することが必要である。	全ての備品を対象として定期的に、各担当者及び出納員等種数の者による現品確認を行うとともに、使用可能か否かについてもチェックを行うこととした。また、全備品の現品確認後、その結果を所属長に報告するとともに、会計規則に基づき所属長の自主検査などの機会をとらえて、抽出検査を行うこととした。
	(2) 不用品	不用品を保管しておくことは、管理の手間や保管スペースの問題など事務の効率化に支障をきたすことになる。処分に関する基準を設け、今後の使用見込みなどを十分勘案した上で、廃棄するか否かをたな卸を行う過程で検討し、不用品の処分を適時に行うべきであ	使用する見込みのない物品で保管換え等による有効利用の見込みのない物品又は修繕しても使用できる見込みのない物品については、適時、不用品処理を行うよう徹底した。

	<p>(3) 機器の使用状況と選定手続</p>	<p>る。各試験研究機関においては、有効活用されている機器が大半であるが、使用頻度の低いものや使用していない機器も散見されるので、これらについては使用見込みや転用の可否を検討し、不用品ものは処分することが望まれる。</p> <p>使用頻度の低い機器や短期間の使用で終わるものがないようにするためには、次のように機器購入に当たって十分な検討が必要と思われる。</p> <p>機種選定について</p> <p>機種の購入においては、一定の手続により、今後の総使用見込み及び性能などを踏まえた機種の選定について慎重に決定するべきである。特に高額機器については、中期的に継続的な利用が見込まれるかどうかを十分に検討する必要がある。</p> <p>購入予定価格が160万円以上の特殊物品については、特殊物品購入等審査会規程により審査会で検討されているが、160万円未満の重要物品については、旧衛生研究所、畜産試験場及び水産試験場・赤潮研究所が平成13年度より重要物品の購入についての機種選定組織（企画会議、主席会、物品購入審査会）を作つて試験場内で機種選定事由等を検討することとした以外、他の試験研究機関においては機器選定の検討会等は行われていなかった。</p> <p>なお、産業技術センター及び農業試験場では、平成14年4月</p>	<p>機種選定組織での検討対象を購入予定金額160万円以上の特殊物品としていた産業技術センター及び農業試験場については、平成15年6月までで、対象物品を購入予定金額100万円以上の重要物品に変更した。</p> <p>その結果、各試験研究機関ともに、購入予定金額100万円以上の重要物品について、それぞれの機種選定組織（環境保健研究センター（備品購入等審査委員会）、産業技術センター（機器選定委員会）、農業試験場（調整委員会）、畜産試験場（主席会）、水産試験場・赤潮研究所（物品購入審査委員会））で機種選定等の検討を行うこととした。</p>	<p>環境保健研究センター</p> <p>試験研究の計画から結果評価、研究成果の明示について</p> <p>(1) 試験研究計画策定の状況</p>	<p>より160万円以上の特殊物品について機器選定委員会を設置し、検討を行っているが、160万円未満の重要物品についても対象とすることが望ましい。</p> <p>機種の購入計画について</p> <p>備品の購入については、中長期計画に基づいた備品購入計画を作成し、上記の事項を検討して、計画的に購入することが望ましい。</p>	<p>これまで、計画的な購入に努めているが、産業技術センターを除く試験研究機関では、既に中長期計画に基づく備品購入計画を作成し、計画的購入を行うこととした。残る産業技術センターでは、平成15年度中に計画を作成することとしている。</p> <p>ただし、研究用備品の一部については、研究の進展にしたがって、研究の方向や計画が途中で変更するものもあるため、この場合は対象外とし、機種選定組織等で十分検討の上、購入することとした。</p> <p>当センターは、予てから行政ニーズや県民ニーズにあった研究テーマの選定を行ってきたところであるが、調査研究を効率的に行い、さらに活性化を図って行くため、平成15年4月、所長等で構成する企画委員会を設置し、当センターのあり方や方向性を踏まえた研究基本計画の策定を行うとともに、基本計画に基づく一環の設定や年度ごとの見直しを行うこととした。</p>
--	-------------------------	---	---	---	---	---

	<p>(2) 研究子一又選定及び成果評価</p>	<p>研究子一又選定から成果評価までの過程で検討した内容について、記載した資料が残されていない。文書化して議論の過程や論点を明確にしておく必要がある。また、検討内容についても明確な項目が定められていないが、検討すべき項目を網羅し、統一するためにマニュアルの作成が必要である。</p> <p>さらに、研究評価は重要視されていないが、評価の仕組みを充実させる必要がある。また評価結果については、インターネットなどで県民に公表することも公平性の確保には有用である。</p> <p>研究結果に関し、より徹底した周知を行うには、現状に加え、インターネットを利用すべきと思われる。これにより、より広くに周知が行えるし、研究成果に対する反響を得ることができると考えられる。</p> <p>また、研究成果の追跡調査については、センサーとして調査する体制にはなっていないが、研究課題や研究成果、今後の評価への反映などを目的として、追跡調査を実施すべきである。</p>	<p>選定等の資料として作成したものと、及び検討した内容については、整備し保存することとした。</p> <p>平成15年度については、企画委員会で新年度予算編成に併せて一又選定等の協議を実施し、資料として整備している。</p> <p>現在、試験研究機関への外部評価導入について、有識者で構成する科学技術会議専門部会を設置し、評価方法や公表など、様々な観点から検討している。</p> <p>研究結果の周知方法としては、従来から、学会などでの発表、所報への掲載、所の研究発表会といった方法をとっているが、これに加え、平成15年2月から当センサーのホームページに所報の報告全文を掲載することとした。</p> <p>研究成果の追跡調査については、現在、科学技術会議専門部会で外部評価導入に関して検討中である。</p>	<p>たな卸の必要性 (共通事項) 不用物品について (共通事項)</p>	<p>購入した機器については、効率的な機器使用といった点から、稼働率が高い方が望ましい。この点について、特に使用状況の悪いもの</p>	<p>備品の管理 について (1) 備品の実在性 (2) 機器の使用状況</p>	<p>産業技術センター</p>	<p>研究の基本方針と研究子一又について (1) 試験研究機関と</p>	<p>香川県新世紀基本構想を受けて、当センサーでは、基本方針(平成13年7月作成)を定めている。この基本方針では、当センサーの基本目標、理念、基本姿勢、基本姿勢を支える具体的目標を明らかに</p>	<p>とした。また、稼働率の低い機器については、公定分析法に基づく機器や危機管理体制に必要不可欠な機器であることから、導入時に備品購入等審査会で審査検討を行うこととした。</p> <p>重要物品について長期購入計画を平成15年度から隔年ごとに作成して計画的に購入を行うこととした。</p> <p>基本方針に沿った中期計画(平成16年度~20年度)を策定中であるが、この中で研究課題と達成すべき目標についても明確にする。</p>
--	--------------------------	--	--	---	---	--	-----------------	--	--	---

	<p>② 物品購入計画</p> <p>③ テーマの選定の方法</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p> <p>② 備品の管理について (1) 管理の状況・方法 (3) 抜取り検査の結果</p>	<p>上記1(3)と同じ</p> <p>今後、全備品について、毎年度たな卸を実施することとした。</p>
<p>④ 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>事後評価に関して、費用対効果を調べるためには、掛かったコストをテーマごとに集計する必要はあるが、現状では、このような集計は行われていない。</p> <p>研究成果の評価には、自己評価（当センター内の評価）と外部評価（第三者の評価）とがあるが、現在のところ外部評価は行われておらず、また、自己評価は行われているが、自己評価に関して評価項目、評価基準及び評価方法（評価点などにより点数化）といった、評価のルールは整備されていない。</p> <p>当センターにおける評価項目、評価基準及び評価方法が、どのようにあるべきかを検討し、整備しておく必要がある。</p>	<p>備品の管理については、備品一覧表（備品番号順）を作成しており、取得年月日、価格、取得先及び在庫補助の有無を記載している。会計規則では実地たな卸（検査）の規定があり、保管責任を遂行するに当たり、現品と帳簿が一致していることの確認が必要であることから、定期的なたな卸を行うことが望ましい。</p> <p>備品一覧表から、20件を抽出して実地調査を行った。備品には管理用シールを貼付しており、備品一覧表の品名、備品番号、品質・規格、取得年月日の照合を行った。その結果、貼付誤りの1件を除き、19件について備品一覧表と管理用シールと現物が一致した。なお、備品の使用頻度を記録する台帳を作成していない。</p>
<p>⑤ 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>基本方針に沿った中期計画（平成16年度～20年度）を策定中であるが、この中で物品購入計画を立てる。ただし、研究用備品の一部については、研究の進展にしたがって、研究の方向や計画が途中で変更するものもあるため、この場合は対象外とし、機種選定組織等で十分検討のうえ、購入することとした。</p> <p>現在、試験研究機関への外部評価導入について、有識者で構成する科学技術会議専門部会を設置し、研究テーマ選定や評価方法など様々な観点から検討している。</p>	<p>平成15年10月、重要物品に関する使用簿を作成し、使用状況を記録することとした。また、稼働状況の把握と購入効果の評価については、毎年度未実施することとした。</p>
<p>⑥ 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>各研究員は、産業界のニーズを把握し、過去の研究経験（シーズ）から研究テーマの候補を研究の必要性、研究の進め方、スケジュール及び期待される効果とあわせて提案している。その提案内容について、所内ヒアリングにより修正を行い、当センターとしての案を作成している。</p> <p>しかし、テーマの選定方法の考慮事項として、費用対効果を検討することとしているが、行われていない。費用対効果を検討することが必要であると思われる。</p>	<p>平成15年10月、重要物品に関する使用簿を作成し、使用状況を記録することとした。また、稼働状況の把握と購入効果の評価については、毎年度未実施することとした。</p>
<p>⑦ 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>① 試験研究の進捗管理及び評価</p>	<p>平成15年10月、重要物品に関する使用簿を作成し、使用状況を記録することとした。また、稼働状況の把握と購入効果の評価については、毎年度未実施することとした。</p>

<p>農業試験場</p>	<p>研究課題の選定方法及び評価方法について (1) 評価ゾロセアの検討 (3) 不用品</p>	<p>「農業に関する普及・研究・行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)」及び「香川県農業技術総合推進検討会」の2つの会議が重要な役割を果たしており、現場の意見を反映することが制度的に保証されている点で優れている。しかし、平成12年度で終了した研究課題12課題中5課題は得られた成果が既に普及していることなどを理由に評価されておらず、また、研究が終了しても連絡会議等で検討されていないものがある。連絡会議は、農業試験場の成果に関する唯一の外部評価の場であることから、終了したすべての研究課題の成果を連絡会議に提出し評価を受けるべきである。このことは研究に関する説明責任を果たすという観点からも重要である。平成13年度業務計画において設定されている課題のうち、期限の設定状況を調査したところ、期限を定めたものが30、期限がないものが25であった。</p>	<p>しているかどうかは、担当者が把握しているのみである。 重要物品については、使用頻度の記録を残して稼働状況を把握し、備品購入の効果があつたかどうかの評価を行うべきである。特に、有料で貸し出ししているものについては、使用頻度を把握しておくことは、収入の計上漏れを防ぐ観点からも有用である。(共通事項)</p>
<p>農業試験場</p>	<p>研究課題の選定方法及び評価方法について (1) 評価ゾロセアの検討 (2) 研究期限の設定</p>	<p>平成15年7月開催の連絡会議において、終了した全ての研究課題について評価を受けた。</p>	<p>ける研究期間を設定した。</p>
<p>農業試験場</p>	<p>研究課題の選定方法及び評価方法について (1) 評価ゾロセアの検討 (2) 研究期限の設定</p>	<p>平成15年6月に15年度試験研究業務計画を策定し、研究課題ごとに研究期間を明記した。 なお、広範囲な研究課題については、中小課題に分</p>	<p>することにより、研究期間を明確にするとともに、期限到来時点で当該研究の結果を評価する必要がある。また、研究内容について見直し、優先順位が低いものについては、より優先順位が高い課題に代えていく機会を作るためにも期限を設定するべきである。 具体的には、以下の課題については課題名を大きくりに設定していることもあつて、期限が設定されていないが、各項目別に期限を明確に設定する必要があると考えられる。 ・ 稲・麦・大豆の品種と栽培技術に関する試験研究 ・ 特産野菜の安定生産技術の確立 ・ 主要野菜の高品質多収生産技術の確立 ・ 果樹の高品質安定生産技術の確立 ・ 茶に関する試験 研究課題の中には、内容の異なる複数の課題が含まれているものがある。これらのうち複数担当で実施している課題については、担当ごとに計画及び予算を作成し、細目課題ごとに評価等を行つており、この点については評価すべきである。しかし、1担当で実施している研究課題については、細目課題ごとに進捗管理や研究評価を要する。</p>
<p>農業試験場</p>	<p>研究課題の選定方法及び評価方法について (1) 評価ゾロセアの検討 (2) 研究期限の設定</p>	<p>平成15年10月に研究課題における細目課題の進捗状況、成果、場長等によるヒヤリングを実施し、内部評価を行った。</p>	<p>備品の管理について (1) 抜取り 備品一覧表から、取得年月日が古いものを21件抽出し、実地調査を行った。</p>
<p>農業試験場</p>	<p>研究課題の選定方法及び評価方法について (1) 評価ゾロセアの検討 (2) 研究期限の設定</p>	<p>所定の手続きに沿つて是正するとともに、平成14年10月に全備品の現品等の実</p>	<p>備品の管理について (1) 抜取り 備品一覧表から、取得年月日が古いものを21件抽出し、実地調査を行った。</p>

調査の結果

その結果、備品一覧表には記載されているが現物が無いものが2件、管理用シールが貼付されていないものが4件、現品はあるが使用されていないものが4件あった。また、現品が更新されていたものが1件、改良されているものが1件、使用頻度が少なく使えるものかどうか不明なものと思われるものが2件あった。

- (2) 不用物品
- (3) 備品の購入

機種選定において備品の購入においては、一定の機種により、今後の総使用量込み及び性能などを踏まえた機種を選定について慎重に決定するべきである。

購入予定価格が160万円以上の特殊物品については、特殊物品購入等審査会規程により審査会で検討されている。農業試験場では平成13年度までは試験場内で機種選定の検討会等は行われていなかったが、平成14年度より調整委員会において機種選定事由等を検討している。調整委員会の議事録は作成されていないが、当委員会の検討内容を反映した「メーカー及び購入先等指定理由書」を作成し、場長決裁を受けている。

なお、160万円未満の重要物品についても対象とすることが望ましい。

備品の購入計画について

地確認を行い、不備事項については所要の措置を講じた。

農業試験場施設整備費要領を平成15年4月に改正し、100万円以上の重要物品について、調整委員会での機種選定等の検討を行うこととした。

		(共通事項)	
畜産試験場	研究成果の 評価について	<p>評価プロセスについて、内部の会議で議論が交わされていることであるが、この議事録は作成されておらず、個人の記録しか残されていない状況であった。議論の内容は、研究に関する評価と今後の研究方法であり、これに関しては重要な記録であるので、少なくとも議論の要旨は、議事録として記録すべきである。</p> <p>研究員から会議への報告の内容は、これまでの「香川県畜産試験場研究報告」からどのような内容の報告すべきかは周知されているとのことであるが、本来、場内の評価に当たっては、評価項目、評価基準及び評価方法(評点などにより点数化)といった、畜産試験場としての評価のルールを明確にし、それに沿った形で各研究員からも報告するようにするのが望ましい。</p>	<p>平成15年4月以降の内部評価等に関する議論の要旨は、議事録として記録保存することとした。</p> <p>場内での評価に当たっては、従来、主席会で議論、評価しているところであるが、評価のルールについては、現在検討中の外部評価制度に準じて作成する予定である。</p>
備品の管理 について (1) 備品の	共同研究について	<p>共同研究については、事前の取り決めとして計画書は作成されている。しかしながら、この計画書では各県の作業分担、金額負担については、明確になっているもの、研究の成果である知的財産権の帰属については、明確になっていない。後日のトラブルを防ぐためにも、事前に知的財産権の帰属に関して文書で取り交わすべきである。</p>	<p>今後、四国4県共同研究等の開始に当たっては、事前に関係県との間で知的所有権の帰属に関して事前協議を実施するとともに文書を取り交わすこととした。</p>
	備品の購入について	<p>すべての備品の購入については、場長の決裁を必要としているが、試験場内の主席会において購入す</p>	<p>備品の購入については、主席会での協議を踏まえ、場長が決裁しているが、主</p>

<p>購入手続</p>	<p>るかどうか協議を行い、実質的に購入の意思決定を行っている。しかし、主学会での議事録は作成されておらず、試験場としての実質的な協議の過程は記録として残っていない。責任の所在を明確にするためにも議事録を作成すべきである。</p>	<p>る事例が見受けられた(気槽式プログラムフリーザ)。このような備品については、稼働している備品とは区別して混在しないように保管すべきである。</p>
<p>(2) 管理の方法</p>	<p>備品については、県の財務会計システムにより管理している。現場では、財務会計システムの備品台帳を基に担当者を決め、修繕の要否・廃棄の有無についてチェックすることにより、現物のたな卸を行っている。ただし、事後的にいつ、誰がどのようにチェックを行ったかが記録されていない。たな卸の結果については、場内では、主学会において、誰がどのようなチェックをしたかを報告し、議事録として残すべきであると思われる。</p>	<p>試験研究を実施するに当たり、現状分析を踏まえて5年間の方針を中期計画として策定し、課題別に基本計画年度終了時点における目標も掲げているが、この目標は「水産資源の評価・管理技術の高度化」「新養殖技術の開発」といった漠然としたものである。可能な限り具体的な目標を掲げるべきであり、その目標と成果を対比して研究成果を評価するべきである。</p>
<p>(3) 抜取り検査の結果</p>	<p>備品一覧表から14件抽出して現物を実施した。その結果、平成14年度に廃棄したものが1件あったが、それ以外は全件現物を確認した。廃棄したもののについては、所定の廃棄関係書類を確認し、問題はなかった。さらに、それらの使用状況を調査した結果、明らかに使用していないものが、5件見受けられた。使用できないものは、廃棄の手続を行い、使用できるものは、他の用途に活用するよう検討すべきである。</p>	<p>現研究基本計画における目標設定は、研究分野ごとの概念的な表現としており、毎年度における試験研究は、年度当初に具体的な目標設定を掲げて取り組んでおり、研究成果の評価に当たっては、その計画と実績を対比して行っている。次期計画においては、可能な限り具体的な目標を掲げるとともに、現計画は計画期間が残っていることから、目標設定の具体化を図るための課題別年次計画を別途作成する。</p>
<p>今後留意すべきこととして、廃棄手続済み備品について、他の稼働している備品と同様に置いてい</p>	<p>席会の協議要旨については、平成15年4月以降は、議事録を整備した。</p> <p>平成15年7月以降は、たな卸の結果について、その検査体制や方法も含め、主学会に上程し議事録を整備した。</p> <p>明らかに使用していないかった5件の備品については、他の用途に活用できるか否かが検討し、全て廃棄処分した。</p> <p>廃棄手続済みの備品については、不用備品管理場所に移し、一括処分まで一時保管することとした。</p>	<p>たな卸の必要性について(共通事項) 不用物品について(共通事項) 機器の使用率を上げ、効率的な機器使用を行うには、機種選定を慎重に行う、機器の購入計画を中長期計画に基づいて作成するなどの方法がある。 機種選定について 備品の購入においては、一定の手続により、今後の総使用見込み、性能などを踏まえた機種の選定について慎重に決定するべきである。 水産試験場・赤潮研究所では</p> <p>平成15年度から、議事録を作成している。</p>

	<p>平成13年9月より重要物品の購入について機種選定組織(物品購入審査会)を作って試験場内で検討することとした(160万円以上の高額なものは県庁において決定する点は従前と同じ)。このように物品購入審査会において当該機器の機種選定事由などを検討することは、望ましい方法である。</p> <p>ただし、物品購入審査会の議事録が作成されていないため、機器の使用率の見込み及び汎用性に関する議論が残されていない。物品購入申請時に提出する「物品購入計画書」において当該機器の今後の使用見込み及び汎用性についてを議事録として作成することが望ましい。</p> <p>備品の購入計画について(共通事項)</p>	
--	--	--

2 県税の賦課徴収事務について

区分	項目	指摘内容(要約)	講じた措置等
全般事項	県税事務所等の間に共有の情報共有について	現在、本庁税務課及び県税事務所の間で行われている会議では、税務事務所関係のノウハウの共有を行い、具体的な課税客体の把握方法や徴収業務の方法について、情報交換を必ずしも十分に行っていないと思われない。そのため、県税事務所間で管理資料が異なっている。今後は、県税事務所間の連絡会等を通じて、優れた手法を共有することにより効果的な課税事務を実施する必要がある。	担当者会での実務上の情報交換を十分行うとともに、所長、次長の会議を通じた開催することにより、具体的な課税客体の把握方法や業務の管理・監督者による進捗管理の方法等について、ノウハウの共有や方法の統一化を図り、公平で効果的な賦課徴収に努めている。特に、滞納整理の進行管理については、新たにシステムを構築し、平成15年10月から統一的方法によって行っている。

課税事務	課税客体の把握について(法人二税)	課税客体について、例えば、電話帳や自動車登録から把握することができ、その実施は各県税事務所任せられており、実施状況にはばらつきが見受けられる。	課税客体の把握について
	(1) 課税客体の県税事務所間の把握方法の違いについて	各県税事務所には、それぞれの状況がある以上、課税客体の把握の状況を全く同じにする必要はないが、より効果的な課税客体の把握のために、情報の共有化や、把握方法のある程度の統一は図られるべきと思われる。	また、電話帳による未申告法人の把握については、人的な制約もあっては、適正かつ効率化を図るため、税務オンラインシステムを活用し、電話帳のデータから調査対象を効果的に絞り込むことにより、平成15年度から全事務所で統一に実施している。
	(2) 不申告法人の把握・顕未の管理状況について	不申告法人(申告したことのある法人のうち年度の申告書が提出されていない法人)については「不申告法人一覧表」が出力され、各県税事務所の担当者はこの一覧表をもとに調査することになっている。しかし、この調査は各担当に任せられており、県税事務所としては進捗管理を行っていない。一部この一覧表を查阅したところ、顕未が明記されていないものが見受けられた。管理者は、顕未を明確な形でこの一覧表に記載するよう指導し、一覧表の顕未内容について、担当から報告を受けるところにより進捗管理をすることが望ましい。	また、電話帳による未申告法人の把握については、人的な制約もあっては、適正かつ効率化を図るため、税務オンラインシステムを活用し、電話帳のデータから調査対象を効果的に絞り込むことにより、平成15年度から全事務所で統一に実施している。
		また、登記簿や電話帳などによる課税客体の把握によって判明したものに比べても、同様な点が見	また、電話帳による未申告法人の把握については、人的な制約もあっては、適正かつ効率化を図るため、税務オンラインシステムを活用し、電話帳のデータから調査対象を効果的に絞り込むことにより、平成15年度から全事務所で統一に実施している。

<p>課税時期の遅れについて(不動産取得税)</p>	<p>不動産取得税については、課税時期について地方税法上定められているものはないが、取得から課税までの期間が長くなれば、収納時期が遅くなり、また、県税事務所により課税までの期間が異なるのは税の公平性の観点から好ましいものではない。今後は、取得から課税までの期間を短縮するとともに各県税事務所の扱いを統一する必要がある。</p>	<p>受けられた。統一したりストや報告制度を検討することが必要である。さらに、詳細が整理把握されていないが、特に問題と思われるのは、国税及び県税ともに申告されないままとなっているものである。県税事務所としては、国税に申告があったものについては、県税の賦課決定ができ、国税に申告がない限り所得調査の権限はないので、国税と密接に連携をとることで、国税と申告法人に申告を促すことが必要と思われる。これらを含め、早急にリストの現状を詳細に把握し、必要なものについて申告を促すことが必要である。</p>
<p>課税事務の遅れている事務所に対して早期課税を指導し、取得から課税までの期間を7ヶ月に短縮し、事務所間の取扱いの統一を図った。</p>	<p>課税事務の遅れている事務所に対して早期課税を指導し、取得から課税までの期間を7ヶ月に短縮し、事務所間の取扱いの統一を図った。</p>	<p>いては、申告の徹底を図るため、積極的に税務署等(国税)に情報提供を行うこととしていく。</p>
<p>外部委託入力量業務の作業の明文化について</p>	<p>現在、いくつかの税目について外部委託を行っている。この委託会社のチェック作業について、業務委託契約書に明文化されていない。今後、入力の正確性を維持するため、必要なチェック作業について契約書に明文化すべきである。</p>	<p>必要は、契約書に明文化しては、外部委託作業について、必要なチェック作業に明文化した。</p>
<p>課税誤りの件数把握と原因調査について</p>	<p>県で把握している最近の不動産取得税の課税誤りに関する件数データでは、中議県税事務所及び西議県税事務所が転記ミスが多く発生しているという結果がでている。他の県税事務所の防止策などを参考にし、課税誤りを減少させたい。</p> <p>今後、課税誤りの発生については件数のみならず金額を継続的に把握し、それについて原因を調査して、対策を講ずることが必要である。</p>	<p>転記ミスを防止するため、複数人による二重チェックを行うなど、チェック体制の厳格化を図った。</p> <p>また、課税誤りについては、件数、金額等を記載した台帳を作成することにより、発生状況を継続的に把握するとともに、その都度、原因を分析し、防止策を講ずることとした。</p>
<p>滞納整理状況の管理について(個人県民税)</p>	<p>個人県民税の賦課徴収権限は市町村に法定委任されているため、収入未済額を減少させ、徴収率を向上させるには、各市町の徴収率に依存せざるを得ない。いかに各市町の徴収率の向上を図るかが重要な課題となってくる。なお、平成13年度の各市町の徴収率は、84.8%(琴平町)から99.1%(直島町)までとばらつきがある結果となっている。</p> <p>県においては個人県民税の徴収率の向上と滞納額の圧縮を図るため、以下の個人県民税徴収確保対策を実施し、各県税事務所と市町村との連携により滞納整理の支援の取組みがなされている。</p> <p>a. 市町との合同会議・税務協力会議を開催し徴収状況を把握する。特に、高額滞納者リストを入手して、課税及び徴収状況を把握する。</p> <p>b. 要望のあった市町に対しては個人住民税徴収対策連絡会を開</p>	<p>個人県民税については、地域の現状を把握し、これに応じた対策を実施できるよう、平成15年度から、各事務所、全ての市町から高額滞納者のリストを入手することにより徴収状況を把握し、市町との共同文書催告・共同随戸徴収等の計画を立て、徴収確保に努めている。</p> <p>個人県民税の収入未済額は、平成14年度決算で県税全体の約43%を占めており、その徴収確保が県税の収入未済額圧縮の鍵である。このため、平成15年度に、地方税法第48条による県の直接徴収を2町で実施したところであり、今後とも、滞納整理組合の実態を踏まえ、市町の意向も勘案しながら、市町等への支援策について、検討する。</p>

<p>催し、共同文書催告、共同臨戸徴収を実施する。</p> <p>c. 徴収事務所研修会の開催、市町への講師派遣等による徴収知識・技術の向上を図る。</p> <p>d. 町との連携による滞納者の財産調査等</p> <p>これらの取組みは、各県税事務所によって、その実施状況が異なっていた。</p> <p>共同文書催告、共同臨戸徴収の実施状況、実施頻度、実施内容について、各県税事務所の間で格差が生じないように、本庁税務課もしくは事務所間連絡会議等により、各県税事務所間の調整を図り、統一的な施策を講じることが必要である。さらに、高額滞納者リストは、各市町すべてのものを入手し、滞納者の情報を十分に認識した上で、より有効な滞納整理措置や支援の取組みが必要である。加えて、中畿県税事務所で実施された滞納整理組合等との連携については、他の県税事務所でも積極的に取り組むことが必要と思われる。</p>	<p>また、これまでも、市町等の税務職員に対し、差押えや捜索などの徴収実務研修を実施し、その知識・技術の向上を図っており、今後は、市町等と共同して差押えや公売を行うなど、なお一層、徴収対策に取り組んでいく。</p>
<p>高額滞納者に対する管理状況について（高額滞納者に対する取組み）</p>	<p>滞納繰越分のうち1,000千円以上の滞納者については、高額滞納者として定義し、各県税事務所では重点的に徴収対策を検討している。高額滞納者については、滞納整理小票に記載した内容を、個々にその経過や今後の処理方針として別紙にまとめ、本庁税務課に報告している。当該資料に基づき、本庁税務課において毎年3回、各県税事務所を回るなどして、高額滞納者の処理状況について協議し</p>
<p>香川県の高額滞納者の業種としては、風俗業、パチンコ業が多く、経営者への接触が難しく、十分な資産調査ができないことにより徴収が進まないものや滞納処分の執行停止等の措置が講じられないものが見受けられた。</p> <p>県税に係る滞納者については、県税事務所が積極的に資産調査を迅速に進めるべきである。</p> <p>また、事務所によっては、本庁税務課に報告している「高額滞納状況一覧」が、その状況把握に有効活用されていないように思われたところもあり、高額滞納者の重点管理を実施するに当たっては、本庁税務課に対する報告資料という位置付けではなく、各事務所における高額滞納者の管理に当該資料を活用することが必要である。</p>	<p>を上げている。一覧については、各事務所の管理・監督者がその内容を把握し、各事案について必要な対策を指示するなど、滞納整理の進行管理に有効に活用するようにする。</p>

平成十六年三月九日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています